

委員会審査報告 (懲罰特別委員会)

本件は、3月13日の本会議で信太和子議員の発言の一部が地方自治法第132条の言論の品位及び能代市議会会議規則第144条の品位の尊重に反する行為であるとして、同法の規定に基づき懲罰を科すべきであるとの動議が提出され、本委員会に審査を付託された。

委員会の審査では、まず、懲罰動議提出者の再度の説明は、多数をもって必要なしと決定した。また、信太議員から本委員会への弁明の申し出はなかったが、審査の必要上、多数を持って出席要請し説明を求めることに決定し、出席を求めたが、出席しないとのことであった。

次に、審査に当たり、懲罰動議の理由の中で懲罰審査の対象となる部分について協議し、「市長が能代出身でいらっしやなくて、遠くから来た方なので、七夕の思い入れがどうか、わからないですけれども、なんかその、おなごりフェスティバルに特例の配慮をするということ、その審議はどうであったのか教えてください。」という部分であることを確認した。

懲罰審査の対象となる発言部分についての各委員の意見や見解の概要は次のとおりであった。

対象部分の発言は、あの場の議場の雰囲気として不快な思いをしたこともあるかと思うが、文章そのものからは、不適切な発言に当たるとか、無礼な言葉になるとかはまったく感じられず、懲罰にか

けるほどのものではない。

当該部分の「市長が能代出身でいらっしやなくて、遠くから来た方なので」の部分について、よそから来た人としてよそ者とは違うものである。よそ者とは、その土地で生まれ育ったとか住み慣れている人を指すのではなく、よそから新規に来た人のことを指すのであり、全然違うものと認識する。動議提出者はよそ者という言葉の発言を慎重にしていたが、無礼の言葉に抵触するしないは、信太議員の思いや言葉の使い方など、その背景も理解する中で、もう少し慎重に受けとめ、冷静に判断すべきである。

議会における議員の自由な発言は保障されなければならないが、一定のルールが必要である。当該部分は、市長の私生活を揶揄しながらの発言で予算審議の範囲を超えた議題外の発言である。

当該部分をどう判断するかは、我々議会の自律行為である。一般社会人として相手を十分尊重した発言をすべきで、不快感や不愉快な思いを与えるような発言は慎むべきことである。

議場で聞いていると、何かその団体と特別に関係があったのではないかというように聞こえたほか、予算の査定と関連づけたような発言もまた不適切でなかったか。

当該部分は、非常に丁寧な言葉で話して人をおとしめるような、懇懃無礼の言葉、そういうふうな言い方であると感ずた。したがって、当然に懲罰に値する。

次に、懲罰事犯に該当し戒告の懲罰を科すべし、との動議と、懲罰事犯には当たらざる懲罰を科すべきでない、との動議

その他可決された議案

- 手数料条例の一部改正
- 国民健康保険条例の一部改正
- 介護保険条例の一部改正
- 中小企業福利厚生施設整備促進条例の廃止
- 市営住宅管理条例の一部改正
- 国民健康保険診療所の使用料及び手数料徴収条例の一部改正
- 簡易水道事業特別会計への繰入れ額の変更
- 各特別会計への繰入れ（簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業）

人事案件

【新副市長 今井 一氏の選任に同意】
副市長の武田哲也氏の退職に伴い、今井 一氏（52歳）の選任案が上程され、全会一致で同意しました。
今井氏は、秋田市出身で、前秋田県総務企画部市町村課主幹。

【教育委員会委員の任命及び浅内財産区及び鶴形財産区管理委員の選任に同意しました。】

- ・教育委員会委員
田中仁純
 - ・浅内財産区管理委員
野呂田彰、武田一民、佐賀 修、大塚英和、山田文雄、渡辺長夫、今野和義
 - ・鶴形財産区管理委員
長内金悦、小林 勲、島田岩男、飯坂金治、渡辺和吉、小林 勉、佐藤光廣
- ※敬称は省略させていただきます。

請願陳情の議決結果

採 択

- ◆特別支援教育支援員の配置について
- ◆山本組合総合病院の放射線治療装置（ライナック）整備に係る支援について

◆米価の安定と生産調整に関する意見書提出について（一部採択）

不 採 択

- ◆地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書提出について

継続 審査

- ◆消費税の引き上げに反対する意見書提出について

「意見書」の提出

◆今定例会では1件の意見書を可決し、関係行政庁へ提出しました。

◆米価の安定と生産調整に関する意見書
生産調整の推進については、自給率の低い作物の生産拡大に役立つ誘導策を構築すること